

第4章 自然環境の保全

第1節 概説

本県は気候や地形の変化に富み、多くの南方系の動植物と北方系の動植物との接点ともなっており、多くの野生動植物がみられる。

しかしながら、近年、開発等により、豊かな生態系をめぐんでいる森林や湿地が減少するとともに、動植物の乱獲も加わり、多くの野生生物種が減少・絶滅するなど生物の多様性を脅かす事態が進んでいる。

多様な野生生物種が存在することは、人間の共存基盤である生態系を健全に保持し、食料・医療等の資源として、また、レクリエーション等精神にやすらぎを与えてくれるなど、さまざまな価値を有し、その保全を図ることは、現在の世代ばかりでなく、将来の世代のためにも非常に重要なことである。

このため、本県においては、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、貴重な自然を保全するため自然環境保全地域等の指定を行うほか、絶滅のおそれのある貴重な野生生物種を保存するため、主要な生息地を指定野生動植物種保存地域として指定する等、自然環境の保全を図っていくこととしている。

また、「自然公園法」及び「兵庫県立自然公園条例」に基づき、すぐれた自然の風景地を自然公園に指定し、保全を図っている。

第2節 貴重性の高い自然の保全

1 兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）の活用

貴重な野生生物、地形・地質など優れた自然を積極的に保全していくため、兵庫県として保全の対象とすべきものを明確にし、その分布状況を把握することを目的として、平成3年度から6年度にかけて貴重な野生生物等調査事業を実施した。

この調査結果を平成7年3月に「兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）」として取りまとめた。

県下の動物、植物、植物群落、地形・地質・自然景観を対象に選定し、貴重性の高いものからA、B、Cのランク付けを行い評価をした。調査結果の概要とランク区分は第3-4-1表のとおりである。

第3-4-1表 調査結果の概要とランク区分

《動物》	Aランク：	51種
	Bランク：	106種
	Cランク：	158種
《植物》	Aランク：	233種
	Bランク：	178種
	Cランク：	194種
《植物群落》	Aランク：	24カ所
	Bランク：	64カ所
	Cランク：	112カ所
《地形・地質・自然景観》	Aランク：	49カ所
	Bランク：	169カ所
	Cランク：	220カ所

ランク区分

◎動植物の貴重性ランク

Aランク…県内において絶滅の危機にひんしている種

Bランク…県内において絶滅の危険が増大している種

Cランク…県内において存続基盤が脆弱な種

◎植物群落、地形・地質・自然景観の貴重性ランク

Aランク…規模的、質的に優れており、全国的価値に相当するもの

Bランク…Aランクに準じ、都道府県の価値に相当するもの

Cランク…Bランクに準じ、市町村の価値に相当するもの

このデータをもとに、指定野生動植物種保存地域及び自然環境保全地域等の指定を進めるとともに、環境影響評価に反映させるなど活用を図っている。

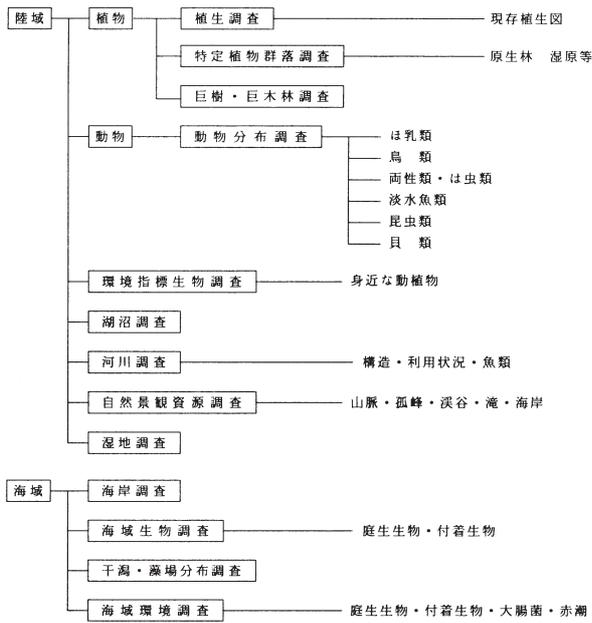
なお、この「兵庫県版レッドデータブック」を取りまとめた後に、新たな貴重種の生育・生息や分布状況に関する情報が判明してきていること等から、このような新たなデータ・知見に基づき内容の改訂を行うため、委員会を開催し、改訂方針やその手順を検討するとともに、情報収集を進めることとしている。

2 自然環境の調査

県下の自然環境の現状を把握するため、国の行う自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）の一環として、現存植生、特定植物群落、野生生物、あるいは、これらが生息、存在する陸域、海域の自然状態の調査を実施している。

また、その結果は、自然環境の保全計画、環境影響評価の実施、あるいは、開発計画の立案に際しての基礎資料として活用されている。

第3-4-1図 自然環境調査の体系



3 自然環境保全地域等の指定

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、残された貴重な自然環境を保全するとともに、市街地周辺などに良好な自然環境を確保するために、次に示す目的に応じて自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区及び郷土記念物を指定し、当該地域内で行う一定の行為を規制することにより、保全を図っている。

① 自然環境保全地域

……

自然的社会的条件からみて当該自然環境（すぐれた天然林、特異な地形・地質等）を保全することが特に必要な地域

② 環境緑地保全地域

……市街地周辺又は集落地もしくはその周辺にある樹林地、水辺地等の風致、形態等が健全な生活環境を確保するのに必要な地域

③ 自然海浜保全地区

……瀬戸内海の内海及びこれに面する海面のうち、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、自然の状態が維持されている地区

④ 指定野生動植物種保存地域

……絶滅のおそれのある野生動植物の種を保存するため、その生息地、生育地及びこれらと一体的に保護を図る必要がある地域

⑤ 郷土記念物

……植物及び地質鉱物で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ又は由緒があり、特に保全することが必要なもの

平成11年度末現在の県下の指定箇所は、自然環境保全地域16カ所、環境緑地保全地域36カ所、自然海浜保全地区3カ所、郷土記念物49件となっている（資料編第7-7表参照）。

第3節 野生生物との共存

1 鳥獣の保護

近年、各種開発などによる環境の変化に伴い、大型鳥類及び生息環境許容度の狭い鳥獣は著しく減少し、一部都市生息型のドバト、カラス類、チョウセンイタチ、里山に生息するシカ、イノシシなどを除いては、その生息数は、全体的に漸減の傾向にある。このため、第8次鳥獣保護事業計画（平成9.4.1～平成14.3.31）により、鳥獣の保護に努めることとしている。

(1) 鳥獣保護区の設定

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区を設定し、さらに、鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護繁殖上重要な区域については、特別保護地区を指定している。

(2) 休猟区の設定

狩猟鳥獣の増加を図るために、3年以内の期間を定めて設定している。平成12年度は1カ所2,724haを設定した。

(3) 銃猟禁止区域の設定

銃猟により、人畜などに危害を及ぼすおそれのある区域を危険防止のため設定している。平成12年度は3カ所306haを新規設定し、7カ所816haを拡大した。

平成13年3月末現在の鳥獣保護区等の設定状況は第3-4-2表のとおりである。

第3-4-2表 鳥獣保護区等の設定状況

区 分	箇 所 数	面 積 (ha)
鳥 獣 保 護 区	97	43,835
特別保護地区	12	1,409
休 猟 区	6	8,650
銃猟禁止区域	129	187,688

2 その他の動植物の保護

「環境の保全と創造に関する条例」において、絶滅のおそれのある貴重な野生動植物種を保全するための保存を図るべき種と生息地・生育地の指定、指定地域内での捕獲・殺傷・採取・損傷の禁止、土地の改変行為の制限を規定している。

現在、「兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）」を基に、貴重性が高く緊急に保護対策が必要であると考えられる動植物の生息地・自生地を指定野生動植物種保存地域として指定するための調査及び関係機関等との調整を進めている。

3 ビオトープ調査研究

多様な野生生物が生息する空間（ビオトープ）の保全や創出に配慮した環境づくりを進めるため、行政をはじめ事業者や県民が各種の事業や日々の暮らしの中で取り組むための指針として、平成6年度に「兵庫ビオトープ・プラン」を策定した。また、ビオトープの保全・創出を図るうえで県下の各地域が目指すべき方向を示す地域版ビオトープ地図・プランを、地元との連携を図りながら順次策定した。（平成6年度淡路地域、平成7年度丹波地域、平成8年度西播磨西部地域＜千種川・揖保川水系＞、平成9年度西播磨東部地域＜夢前川・市川水系＞、平成10年度但馬地域、平成11年度東播磨地域、平成12年度神戸・阪神地域）。

第4節 自然公園の保全

1 自然公園の保護管理

自然公園のすぐれた自然を保護するため、自然公園を特別保護地区、特別地域、普通地域に区分し（資料編第7-4表参照）、その地区内における開発行為（工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更など）について規制している。それらの許可などの状況は第3-4-3表のとおりである。

第3-4-3表 自然公園許可届け出等の処理状況（単位：件）

年度	種別 新改増築	工作物の 伐採	木竹の 採取	土石の 採取	土地の 形状 変更	水面の 埋め 立て	広告物の 設置	その他	計
平成6年度	149	6	7	26	6	15	51	260	
平成7年度	154	3	22	20	1	7	52	259	
平成8年度	162	3	14	12	4	9	48	252	
平成9年度	146	4	7	13	1	5	45	221	
平成10年度	204	2	24	7	4	4	55	300	
平成11年度	206	4	14	11	3	18	35	291	
平成12年度	42	0	3	10	0	1	2	58	

2 美化清掃活動（自然公園）

自然公園には多くの人々が訪れているが、散乱ごみの問題は、自然環境の保全上も、利用者には不快感を与えないためにも解消する必要がある。自然公園法では、国・県・市町・地元が協力して国立公園内の公共の場所における自然環境を清潔に維持するものとしている。

そのため、昭和52年度に「兵庫県自然公園美化推進協議会」が設立され、国立公園内の主要な利用地域において、ごみ等の廃棄物の収集・処分の事業を実施するとともに「ごみ持ち帰り」の啓発運動を推進しており（第3-4-4表）、県はこの協議会に対し、清掃活動費の一部を支出している。

第3-4-4表 兵庫県自然公園美化推進協議会

団体名	重点清掃地域
兵庫県自然公園美化推進協議会	（瀬戸内海国立公園） 六甲山、慶野松原、鳴門岬、赤穂御崎、由良・三熊山 （山陰海岸国立公園） 玄武洞、竹野、香住、浜坂

3 自然公園指導員の設置

自然公園の風景を保護し、その利用の適正化、動植物の保護、自然環境の美化及び事故の予防を図るため、環境省により委嘱された自然公園指導員が、利用者の指導、情報収集等を行っている。現在、本県では58名の指導員が活躍している。

第5節 自然環境保全活動の実践と学習の推進

1 自然保護指導員の設置

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、県下に40名の自然保護指導員を配置し、自然環境の保全と自然の適正利用についての指導、啓発、情報収集などを行っている。

2 自然観察指導者研修会等の開催

自然観察会の指導や運営にかかわる指導者の養成と資質向上、交流を目的として、(社)兵庫県自然保護協会と共催で研修会を開催しており、さらに、自然保護活動のリーダーとの情報交換・交流を目的とする研修会を開催する。

第6節 その他の自然環境保全対策

1 自然環境保全審議会の運営

自然環境の保全に関する重要事項などを調査審議するため、「兵庫県自然環境保全審議会条例」に基づき、自然環境保全審議会を設置している。審議会は、学識者等44名で構成され、自然環境部会、自然公園部会、鳥獣部会、温泉部会の4部会が設置されている。

平成12年度は、総会1回、鳥獣部会1回、温泉部会2回を開催し、「シカ保護管理計画の樹立について」「メスジカの狩猟を解禁する地域について」「鉛散弾規制区域の設定について」「温泉掘削許可について」「温泉動力装置許可について」の答申を得た。

2 土石採取等に係る自然保護対策

地域の自然環境を保全するために、「環境の保全と創造に関する条例」（以下「環境条例」という）に基づき、条例に規定した地域以外の地域で5,000㎡以上の土石の採取等を行う場合は届け出を義務づけている。また、平成13年3月に環境条例を改正し、土石採取等に係る自然景観の保全を目的として、土石採取等を行う者が遵守すべき基準（以下「土石採取等遵守基準」という）を定め、平成13年10月1日から施行することとなっている。

土石採取等遵守基準は、採取区域の選定基準と緑化等の基準からなっており、これに基づき事業者を指導することとしている。

第7節 今後の課題

人と自然の共生の理念に基づき、県民の主体的な実践活動を支援するとともに、事業者に対しては、自然環境保全のための指導、また、失われた自然については、回復等の施策を展開する。

さらに、生物の多様性を保全する観点から、絶滅のおそれのある野生生物の種等については、生育・生息地の保護に努めるとともに、身近な野生生物も含めて、地域の状況に応じて、野生生物の生育・生息環境の保全・創出を図る。